

2024.09.02

ESG リスクトピックス <2024 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<TNFD・自然資本>

OEU「自然再生法」が成立 全加盟国に生態系再生を義務づけ、2050 年に 9 割目標

（参考情報：2024 年 6 月 17 日付 EU 理事会 HP

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/06/17/nature-restoration-law-council-gives-final-green-light/>）

EU 理事会は 6 月 17 日、「自然再生法」（EU の法体系では「規則」の位置づけ）を採択した。同法は、全加盟国に直接適用される。現在良好でない生息地で生態系の再生を義務づけ、2050 年までに対象面積の 9 割に対して再生策を講じることを目指す。

20 年に発表された「2030 年 EU 生物多様性戦略*」では、法的拘束力のある自然再生目標を策定するとしており、同法はそれにあたるもので、以下の目標を掲げている。

- ・2030 年までに現在良好な状態ではない生息地面積全体の 3 割で再生策を講じる。2030 年までは Natura 2000**に登録されている地域を優先する。
- ・2040 年までに、現在良好な状態ではない生息地のタイプ別面積それぞれの 6 割で再生策を講じる。
- ・2050 年までに、現在良好な状態ではない生息地のタイプ別面積それぞれの 9 割で再生策を講じる。

また EU 加盟国は、本規則の発効から 2 年以内に自然再生計画を欧州委員会に提出し、目標達成に向けた取組を報告する必要がある。

本規則では、陸地、海洋、淡水、都市等生態系の再生に向け、法的拘束力のある目標と義務が設定されている。本規則の概要を表に示す。

<表 自然再生法の目標と義務>

概要	条文
Natura 2000**に指定される保護区を優先して再生	第 4 条 1 項
・劣化している生息地面積のうち、2030、2040、2050 年に再生策を講じている割合（詳細は本文参照）	第 4 条 1 項 第 5 条 1 項
<都市生態系の再生> ・2030 年未までに各国の都市緑地および都市生態系地域における樹冠被覆の総面積をノーネットロス（正味ゼロまたはプラス）にする	第 8 条 1 項
<河川の自然連結性と関連する氾濫原における自然機能の再生> ・25,000km 以上の河川で流れを妨げる人工物を除去	第 9 条 1 項
<花粉媒介者の密度の再生> ・2030 年までに花粉媒介者の個体数の減少を止め、増加に転じさせる	第 10 条 1 項

<農業生態系の再生> ・加盟国は、以下の3つの指標のうち少なくとも2つについて、国レベルでの増加傾向を達成することを目指す措置を実施 (a) 草地のチョウ類指数 (b) 耕作地のミネラル土壌中の有機炭素貯留量 (c) 多様性が高いランドスケープの特徴を備えた農地の割合 ・農地でよく見かける鳥について国レベルの Farmland Bird Index に基づき、2025年を基準年として2030年、2040年、2050年の増加率の目標を設定 ・泥炭地の再湿潤化率についても目標を設定	第11条2項、3項、4項
<森林生態系の再生> ・森林の鳥類の個体数増加 ・森林生態系に関する以下の7つの指標のうち、少なくとも6つの指標で国レベルでの増加傾向を達成 (a)枯死木 (b)倒木 (c)不均一な樹齢の森林構造の割合 (d)森林連続性 (e)有機炭素貯留 (f)在来樹種が優占する森林の割合 (g)樹種の多様性	第12条2項
2030年までにEU全体で少なくとも30億本を追加植林	第13条1項
国別の自然再生計画の策定、および提出	第14～16条
計画の定期的な見直し、および改定	第19条1項
進捗の監視	第20条1項
進捗の定期的な報告	第21条1項

(出典：EU「自然再生法」をもとに当社作成)

同法はEU加盟国の政府に課されるものであるが、各加盟国の事業者や住民が影響を懸念。特に、再生可能エネルギー事業者や農業関係者を中心に、エネルギーや食糧安全保障の観点から根強い反対がある。同法はこれらの意見に配慮しており、例えば再生可能エネルギー事業などの極めて公益性の高いインフラプロジェクトは適用を除外できる。また予測不可能な出来事が発生し、EUの食料消費に対して、十分な農業生産を確保するために必要な土地の利用可能性に深刻な影響が生じた場合に、農業生態系目標を一時停止することも規定されている。

同法の成立を受け、今後EU加盟国は国別の自然再生計画を策定、公表する。これらはEU域内でビジネスを行う事業者にとって、需要予測や事業投資を判断する材料の1つになるだろう。

* 2030年EU生物多様性戦略

自然や気候に恩恵を与えながら2030年までに生物多様性を回復軌道に載せることを目指し、2020年にEUが策定した生物多様性における政策。保護地域のネットワークなど4つの主要分野と連携しつつ、生物多様性損失の要因を解消するための数多くの目標や履行する取組が具体的に示されている。

** Natura 2000

欧州の生物多様性を保全するため、1992年生息地指令(92/43/EEC)に基づき設定されたEU域内の自然保護区のネットワーク。Natura2000はEU域内の26,000地区、EU全土の約18%に相当する面積を自然保護区に指定している。また、EU域内の海洋でも2,000の保護地域が設定されている。

<サステナビリティ情報開示>

○ISSB サステナ開示基準対応で、SASB スタンダード拡充の優先 11 分野を公表

(参考情報：2024 年 7 月 31 日付 SASB Standards HP

<https://sasb.ifrs.org/blog/issb-to-enhance-an-initial-set-of-sasb-standards/>)

IFRS 財団の国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は 7 月 31 日、企業サステナビリティ情報開示の際の参照基準に指定する SASB スタンダードについて、優先的に拡充する 11 業種を公表した。今後数か月間に調査・分析を継続し、改訂に着手する順位を決定、2025 年上半期に公開草案を公表する予定。

ISSB は 23 年 6 月に公表した「IFRS S1 (サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項)」では、企業が同基準に従って情報開示する際、SASB スタンダードを参照してサステナビリティ関連のリスクと機会を識別することが必要。そのため、SASB スタンダードの比較可能性・適用可能性の一層の向上と投資家の情報ニーズへのタイムリーな対応のため、2024 年からの 2 か年計画で基準の拡充を公表していた。

今回の公表内容によると、拡充の対象業種は、採掘・鉱物加工分野の 8 業種 (石炭事業、建設資材、鉄鋼メーカー、金属・鉱業、石油・ガスの探査と生産・中流・精製・販売・サービス) と、インフラ分野の電気事業・発電事業に焦点をあてる予定。対応余力次第で、食品・飲料分野の 3 業種 (農産物、食肉・鶏肉・乳製品、加工食品) も着手する。分野・業種の特定にあたっては、ISSB の 2 か年作業計画でサステナビリティ開示基準の次期研究テーマに挙げた「生物多様性、生態系、生態系サービス」「人的資本」との関連性を考慮した。

また ISSB は、業種間での共通トピックに一貫性を持たせるため、他業種の SASB スタンダードの改訂を行う可能性にも言及。SASB スタンダードと GRI スタンダード、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) との相互運用性も検討する。

<サイバーセキュリティ>

○政府が、サプライチェーンのセキュリティ強靱性向上で対策評価新制度の検討開始

(参考情報：2024 年 7 月 12 日付 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度の構築について」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_supply_chain/pdf/001_05_00.pdf)

経済産業省と内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターは 7 月 12 日、産業サイバーセキュリティ研究会の下に新たに立ち上げた「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関するサブワーキンググループ」の第 1 回会合を開催、検討を開始した。サプライチェーンのセキュリティ強靱性向上を目的に、セキュリティ対策評価制度およびその普及へ向けた施策を議論する。

近年のサイバーリスクの増大により、インシデントの予防・抑制が急務であることから、政府はこれまでにサイバーセキュリティ経営ガイドラインや産業分野別のガイドライン等を整備し、企業等による積極的な取り組みを推進してきた。しかし、外部から個別企業の対策状況を判断することの難しさや、異なる顧客による様々な水準の対策の要求といった課題が判明。また、中小企業の多くがセキュリティ対策に必要な資金を確保できず、対応が進まない現状が明らかになっている。そこで、本サブ WG では、諸外国で整備が先行する進行中の評価制度等の事例を参考にしつつ、中小企業を含めたサプライチェーンに位置する多様な企業が参照できるように各企業等

の業種や規模に応じた具体的な対策指標を検討。また、業界間の互換性を確保しながら、その対策状況の可視化を目指す。さらに、セキュリティ対策評価制度の実効性を高めるため、関係省庁と連携し、政府機関や企業による活用を促す枠組みを構築する。

今後、サプライチェーン全体でセキュリティ対策を促進するためには、対策費用の助成や評価制度を政府調達要件として採用するなど、企業が制度を活用するための支援を行うことが重要だ。一方、企業はどのような対応項目や評価基準が設定されるのか、普及施策としてどのような案が示されるかなど、サブWGの動向を注視していくことが求められる。

<図 「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」構成・内容イメージ>

	三つ星 (★3)	四つ星 (★4)	五つ星 (★5)
段階の考え方 (企業がどういう状態にあるか)	現場レベルや部分的なレベルでのセキュリティ対策が実践されている	自社に合わせたセキュリティ対策の組織的・継続的な実施・改善 (PDCA) がなされている	サイバー空間上のリスクを適宜適切に把握し、合理的な対策を実施、継続的改善がなされている
対象として想定する事業者	サプライチェーンを形成するすべての企業等	・産業界を代表・牽引する立場の企業等 (それを旨とする企業等を含む) のサプライチェーンにおいて重要な機能・役割等を担うサプライヤー企業	・産業界を代表・牽引する立場の企業等 (それを旨とする企業等を含む) のサプライチェーンにおいて特に重要な機能・役割等を担うサプライヤー企業等
対策セットの考え方 (対策の規模感)	上記に該当する企業等が、最低限実装すべきセキュリティ対策の水準 (15項目程度)	上記に該当する企業等が、標準的に目指すべきセキュリティ対策の水準 (~50項目程度)	上記に該当する企業等が、現時点で到達点として目指すべきセキュリティ対策の水準 (100項目~)
実施状況の評価・確認方法	・自己適合宣言 (社内外の登録セキュリティ専門家による確認)	※既存のガイドラインや認証制度などを活用可能なスキームを検討※ ・自己適合宣言 (★3と同様) ・第三者評価 と二段階に分けることも考えられる (★4、★4 plus)	・第三者評価

(出典：(独) 情報処理推進機構 サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度の構築について)

<不正競争防止法>

○法改正で営業秘密侵害の訴訟リスク増す懸念 特に転職者の情報持ち込みへの対策に注意

2024年4月施行の改正不正競争防止法で、営業秘密の侵害をめぐる訴訟の際に、「使用等の推定規定」*を適用可能な対象が拡大した。改正で、特に転職者が前職の情報を持ち込む場合の訴訟リスクが高まるおそれがある。企業は経済産業省のハンドブックを参考にするなどして対策強化が必須だ。

改正前は、適用対象が産業スパイによる持ち出しなど比較的悪質性が高い行為者に限定されてきた。しかし今回の改正で、元従業員や業務委託先などによる持ち出した場合も適用対象になった。

<「使用等の推定規定」の適用対象の範囲>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密へのアクセス権限がない者 (産業スパイ等) ・不正に取得した者から、その不正な経緯を知った上で転得した者 	(左記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> ・元々営業秘密にアクセス権限のある者 (元従業員、業務委託先等) ・不正の経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者

(出典：経済産業省政策局 知的財産政策室

「不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要」**記載内容を基に弊社にて作成)

企業間の転職が当たり前になるにつれて、転職者が前職の営業秘密に該当し得る情報を転職先に持ち込み、訴訟に発展するリスクが高まるだろう。企業は訴えを起こされた場合に備え、転職者による秘密情報の持ち込みに際して重過失がなかったことを立証できるよう必要な対策を講じておくことが必要だ。

この点、経済産業省の「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」***の中で、転職者の受け入れに際して、▽前職での秘密保持義務や競業避止義務の有無や内容等の確認（就業規則や退職時の契約書など）▽転職元での秘密情報を持ち込むことを禁止する誓約書等の取得▽転職者の業務内容の定期的な確認▽私物のUSBメモリ等の記録媒体の持ち込みの禁止——といった対策例を示しているの、参考にされたい。

なお、今回の改正には、▽コンセント制度****導入に伴う、不競法の適用除外規定の新設▽デジタル空間における模倣行為の防止▽限定提供データの定義の明確化▽損害賠償額算定規程の拡充▽使用等の推定規定の拡充▽外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充▽国際的な営業秘密侵害事案における手続きの明確化——なども含まれている。

* 裁判で原告企業が、①営業秘密が不正に持ち出されたこと②持ち出された先で当該営業秘密を使用すれば生産できる製品を生産していること——の2点を立証できれば、被告企業がその営業秘密を使用しているとの推定が認められる。一方、営業秘密を持ち込まれた被告企業は、当該営業秘密の不使用や営業秘密の持ち込みに対して「重大な過失が無かったこと」を立証する必要がある。

** <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/r5kaisei06.pdf>

*** <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

**** 先行する登録商標の権利者による同意（コンセント）があれば、類似する商標であっても併存登録を認める制度

<TNFD・自然資本>

ONGFS、自然関連訴訟に関する報告書を公表

（参考情報：2023年7月2日付 NGFS HP

<https://www.ngfs.net/en/report-nature-related-litigation-emerging-trends-lessons-climate>）

気候変動・自然に関する金融リスクを検討するため各国の中央銀行・金融当局が参加する「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」は7月2日、自然関連訴訟の新たな動向を分析した報告書を公表した。

報告書では、自然関連訴訟は生物多様性の損失だけでなく、森林破壊、海洋劣化、炭素吸収源、プラスチック汚染など、幅広いテーマと戦略を包括しているとの分析結果を明らかにした。

また、戦略的自然関連訴訟の増加も指摘。戦略的自然関連訴訟とは、人類が依存する生態系サービスを提供する自然の能力を保護するよう求めるのが特長だ。政策や規制、社会や企業の行動に影響を与えるツールとして利用されている。従来の環境訴訟が、影響範囲が狭い問題や単一の争点に焦点を当て、法律の厳守や弱い種および生息地の保護を要請する点で異なる。

例えば、フランスではNGOが銀行3行を、生物多様性損失に関連してマネーロンダリングと盗品受領の容疑で刑事告訴している。これは、銀行がアマゾンの森林伐採に関与している畜産会社に融資をしている点と、そこから得られる利益があることを根拠としている。この事例のように気候関連訴訟と同様、複数のチャンネルを通じて自然関連の金融リスクを発生させることが予想されるため、報告書では戦略的自然関連訴訟は金融システムに関連する点を強調しており、中央銀行や監督当局、金融機関に動向を注意深く監視するよう提言している。

また、報告書は、自然関連訴訟が今後、国家や公共団体に対する権利に基づく訴訟と、企業責任に基づく訴訟の2つのカテゴリーに分類されることを予想しており、どちらも増加を続けることを示唆した。特に、企業責任に基づく訴訟については、企業のグローバルサプライチェーンを通じた自然劣化に対する企業責任を立証するという目的があるため、様々な法的戦略をとる可能性を提示。その中でも NGFS は、特に企業の持続可能性に関するデュー・デリジェンス、グリーンウォッシュ、環境犯罪に対する執行強化の取り組みといった分野において自然関連訴訟と自然関連法が複雑化・高度化する可能性を指摘している。

このような企業に対する訴訟は当該企業だけでなく、同じセクターの他企業やその企業を支援する金融機関、さらにより広範な金融システムにも影響を与える可能性があり、NGFS は金融機関が既に自然関連訴訟の標的になっていることを強調する。さらに、自然関連の事例にはすでに気候に基づく議論が含まれている一方で、逆のケースも増加傾向にあることから、気候関連訴訟と自然関連訴訟が相乗的に利用されることで、金融システムへの圧力を強める可能性があると考えられている。

報告書では具体的な事例や判例が記載・リスト化されており、これらの訴訟の影響やリスクを評価し、金融機関や監督当局が直面する可能性のある法的リスクについても説明している。また、自然関連のリスクを金融システムに組み込むための政策や規制の必要性も強調されており、本報告書は、金融機関や政策決定者に対して自然関連のリスクを適切に管理し、持続可能な経済への移行を支援するための具体的な指針を提供するものとなっている。

なお、本報告書と併せて、自然関連訴訟による法的リスク増大に注意喚起することを目的に、NGFS の最新版「自然関連金融リスク：中央銀行と監督機関の行動を導くためのフレームワーク (Nature-related Financial Risks: a Conceptual Framework to guide Action by Central Banks and Supervisors)」も公開された。

NGFS には日本銀行、金融庁などの141の機関が参加している。

<景品表示法>

〇ステルスマーケティング規制後初の行政指導、企業における留意点

消費者庁は2024年6月、景品表示法におけるステルスマーケティング規制*に基づく初の行政処分(措置命令)を行ったことを発表した。ステルスマーケティングは消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあることから、23年10月に景品表示法において規制の対象とされたもの。本稿ではステルスマーケティングの規制対象とみなされるおそれのある表示の例を示すとともに、対策の一例を示す。

<ステルスマーケティングの規制対象とみなされるおそれのある表示の例>

表示の内容	規制対象とみなされるおそれのある表示の例
(1) 事業者が第三者になりすまして表示した場合	<ul style="list-style-type: none"> 販売担当者自身が、第三者になりすまして、自社商品の販売促進や自社商品の認知度をあげる目的で商品の画像や文章を SNS に表示(投稿)する 販売担当者自身が、第三者になりすまして、自社商品の販売促進や自社商品の品質や性能の優良さについて投稿する 販売担当者自身が、第三者になりすまして、競合商品を自社の商品と比較して性能が劣っているなどの誹謗中傷を SNS や口コミサイトに表示(投稿)する
(2) 事業者が明示的	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンサーに商品の特徴などを伝えた上で、それに沿った内容を SNS 上や口コミサイト上に表示(投稿)させる

に依頼・指示をして第三者に表示させた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・EC サイトに出店する事業者が、不正レビューを集めるブローカーや自社商品の購入者に依頼し自社商品について評価を上げるようなレビューを表示（投稿）させる ・アフィリエイト広告を使う際に、アフィリエイトに委託して自らの商品を表示させる ・他の事業者に依頼して、競合事業者の商品・役務について、自社の商品・役務よりも低い評価を表示（投稿）させる
(3) 事業者が明示的に依頼・指示していない場合であっても、第三者に表示させたとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対し無償で商品提供した上で、SNS への投稿等を暗にほめかした結果、第三者が事業者の方針に沿った内容を表示（投稿）する ・第三者に対し経済上の利益があると言外から感じさせたり、言動から推認させたりして、第三者にその事業者の商品を表示（投稿）させる

(出典：消費者庁

「景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック～」**
記載内容をもとに弊社にて作成)

消費者庁は、表示がステルスマーケティングに該当すると判断した場合、当該表示の差し止めや再発防止策の策定、事業者による一般消費者への不当表示の事実の周知等の措置命令を行うとしている。さらに表示内容に優良誤認または有利誤認がある場合は、当該事業者に対して課徴金の納付命令等が課される可能性もある。

ステルスマーケティングの規制を受けないために、従業員において当該規制を正しく理解し、しかるべき対応を実現できるよう具体的なルールを整備し、実行していくことが肝要といえる。具体的な対策例としては以下のとおり。

- ・自社の企業広告を適切に行うための方針を明確にする
- ・ステルスマーケティングの規制の趣旨、目的を自社従業員へ周知・徹底する
- ・企業広告を第三者に依頼する場合のルールを明確にする。(自社とのタイアップや PR である旨、明示させる)
- ・SNS 等での宣伝を意図せずに商品やサービスをインフルエンサー等の第三者へ無償提供する場合は、宣伝等の見返りを求めていると誤認されないよう、提供の際のルールを明確にする。

* ステルスマーケティングとは、事業者による表示（広告）であるにもかかわらず、それを隠して表示することを指す。なお、本規制の対象となるのは、事業者による表示と判断されるものに限られる。詳細は消費者庁 HP を参照のこと。https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/

** https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_200901_01.pdf

<人権>

○酷暑で世界労働者の7割が生命・人体の危険、労災相当は2000万人超に、ILO 報告書

(参考情報：2024年7月25日付 国際労働機関 HP)

<https://www.ilo.org/ja/resource/news/ku-shu-ka-dong-ku-ren-no-ming-xie-ka-su-iloka-bao-gao-shu>)

国際労働機関（ILO）は7月25日に公表した報告書で、気候変動に伴う気温上昇や熱波などによる酷暑が原因で、生命・身体の危険にさらされる労働者が世界全体で約7割（24億1,000万人）に上るとの見解を明らかにした。

酷暑が労働者に及ぼす影響に関する報告書は「Heat at work: Implications for safety and health」。それによると、2020年時点で、「熱ストレス（身体が生理的障害なしに耐え得る限度を上回る暑熱）」を原因に世界で2,285万人以上が労働災害に該当、死亡者が1万8,970人に達するという。

酷暑による熱ストレスは、熱中症や熱射病の原因となり、労働者の認知機能を低下させ、事故・傷害を誘発する。長期的には心肺・腎機能の低下や呼吸器系疾患、メンタルヘルスの悪化などを引き起こす。死亡・疾病・傷害に伴う労働力の逸失や治療費用などが、世界全体で3,610億米ドル以上の損失になると推測する。

また、酷暑は特定の地域や業種に限定されないと指摘。酷暑の中で働く労働者が多い地域には、アフリカやアラブ諸国、アジア太平洋地域があり、例えばアジア太平洋地域では労働人口の74.7%が該当する。だが、上記地域以外でも、例えば欧州や北・南米では、2000年以降の約20年間で労働者が酷暑に晒される日数や、酷暑が原因の労働災害が増加。これまで酷暑とは比較的縁のなかった地域も含め、全世界的な課題となりつつあると分析する。

また、業種特性では、農業や建設のような屋外労働者だけでなく、屋内労働でも換気・空調の不備や機械から生じる熱などによって熱ストレスを受ける可能性を指摘。特に、断熱性の高い衣服や防護装備を着用する業種を高リスクに挙げた。

同報告書は、21か国を対象に、熱ストレスに関連する安全対策や法規制に関して、「求められる取り組み」の有無を比較。日本は、②涼しく、日陰で換気された休憩場所の提供、⑥熱ストレスと熱関連疾患に関する教育・啓発、⑦熱ストレスから保護するための個人用保護具の提供——に関するルール化が不十分と評価された。

<表 「求められる取り組み」の評価項目>

①	酷暑下で作業可能な最長時間の設定
②	涼しく、日陰で換気された休憩場所の提供
③	水分補給の実施
④	休憩時間の確保
⑤	労働者の健康診断・モニタリング
⑥	熱ストレスと熱関連疾患に関する教育・啓発
⑦	熱ストレスから保護するための個人用保護具の提供

各国共通の傾向として、法規制が旧来の対策に留まり、近年の酷暑下の労働環境を踏まえた検討のアップデート不足を指摘。企業が、労働者との対話を通じて、労働現場での熱ストレスの実情や企業側が講じている既存の対策の妥当性、具体的に必要な追加対策の内容などの現状把握と、有効な対策の検討・実現にむけたフィードバックが重要とした。同報告書は、実際に労働者が具体的対策の検討に参画し、屋外労働者への日陰の休憩場所の確保や空調・換気設備の更新、熱ストレスに関する情報・研修機会の提供などを実現した事例を紹介している。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

